

平成26年度第1回事業評価技術検討会議事概要

開催日 平成26年7月25日（金） 10:00～12:00

場 所 四国森林管理局 三階応接室

出席者

事業評価技術検討会 委員

酒井 敦（森林総合研究所四国支所チーム長）

笹原 克夫（高知大学農学部教授）

渡邊 法美（高知工科大学マネジメント学部教授）

事業評価検討委員会 委員

鶴園森林整備部長、吉永計画保全部長

飯田企画調整課長、池田計画課長、川久保治山課長、都留森林整備課長

村田資源活用課長

説明担当者

北代治山技術専門官、草留治山課専門官（災害調整）

長崎森林育成係長、東野路網計画係長

事務局

川口監査官

1 完了後の評価：森林環境保全整備事業（嶺北仁淀計画区）

酒井委員： 説明で「要間伐森林74%」とありましたが、これはいつの時点でしょうか。
また、今回、事業完了後、5年を経過しての評価を行うわけですが、この間、
評価は行われていないのでしょうか。

局： 要間伐森林の割合については、今現在の森林計画区の林齢構成から推定した
ものです。完了後の評価につきましては、事業完了後概ね5年を経過して実
施することとしておりますので、今回初めて行います。

笹原委員： 路網整備の実績に改良とありますが、内容と効果を教えてください。

局： 改良につきましては、既存の路網への路側構造物等の設置や崩土取り除き、
路面整正等の経費とその延長を計上しています。改良の効果につきましては、
通行車両規格の大型化等による運搬能力の向上分を評価しています。

笹原委員： 資料では、林道新設による効果の例示として周辺で実施された保育間伐等の森林整備について示されていますが、示された箇所は新設林道との関係がないように見えます。

局： 資料は、平成16年度から20年度の事業期間内に新設林道周辺で行われた森林整備について示しており、この間の森林整備事業については林道新設による効果との関係を明確に示すことはできませんが、事業期間完了後の21年度以降に新設林道周辺で保育間伐等の森林整備が行われており、新設林道が利用されています。

笹原委員： できれば、事業期間経過後の効果についても、事業による効果によるものについては示しておいていただきたい。

局： 今後はそのようにいたします。

渡邊委員： 事前の評価がされているはずですが、今回の完了後の評価との違いを説明してください。

局： 平成15年度の事業採択時の事前の評価については、費用対効果が2.81となっておりました。今回、完了後の評価では5.48となっており、費用も便益も当時より多くなっています。これは、二酸化炭素の吸収源対策として保育間伐等の事業が増加したことと、保育間伐は、費用の嵩む地拵え・植付等と比べると単位面積あたりの費用が安く、広い面積を実行できるなど、費用対効果が高いためと考えられます。

渡邊委員： 洪水防止便益の評価に100年確率時雨量を用いることは、過大と思われるが適正なのでしょうか。また、流出係数などは実際にこの流域で調査されたものなのでしょうか。さらに、この評価による計算が、十分機能するという前提は確保されているのですか。

局： 洪水防止便益については、森林が有ることで、無い場合と比較して最大流出量の減少分を治水ダムで機能代替した場合を評価しています。100年確率時雨量については、厳しい方の条件で毎年度の効果を機械的に計算しています。流出係数については、この流域で計測されたわけではなく、具体の場所や方法までは承知しませんが、調査を行った結果を用いています。

笹原委員： 100年確率時雨量を用いるのは過大かもしれませんが、専門家でも限界がありますので、林野庁の行政的な判断による計算になると思います。

林野庁では、森林総合研究所が宝川森林理水試験地などの流出試験地でデータをまとめており、この流域でということではありません。

渡邊委員： 水質浄化便益について、上水道の供給費を森林整備で代替した場合の便益で評価していますが、評価箇所の森林で浄化された水は上水道の水と同等の水質が保たれているのでしょうか。今回は、事後評価であり、実際にモニタリングなどで検証されているのでしょうか。

局： 水質浄化便益については、生活用水相当分について水道代金で代替した費用で水質浄化の効果を評価しています。森林の浄化機能に関して水質調査を行うのは、長期間を要しますし、林野庁のみで行うのは難しいと考えます。
委員の中から、完了後の評価について、森林の状況が正確に把握された評価になっているのか、また評価の方法が適正であるかなどを検証するために、モニタリング等が必要ではないかという意見があったことは林野庁にも報告させていただきます。

2 期中の評価：直轄地すべり防止事業（祖谷川計画区）

酒井委員： 地すべりブロックの下流に家屋があり、このまま放置しておけば影響が及ぶかもしれませんが、一番大事なものは人家であり、人の命であると考えます。これらを保全する効果は便益の中に入っているのでしょうか。

局： 災害防止便益のうち、山地災害防止便益として、山腹崩壊によって家屋や国道等の道路などの資材等が被害を被る年平均の被害想定額を貨幣価値に置きかえて評価しています。

笹原委員： 追加される西山地区の地すべりは、極めて危険な地すべりで、今回、期中の評価と言いつつ、災害対応の意味で新規的などころもあり、必要性は十分理解できます。ぜひやらなければならないと思いますが、事業評価としては、具体的に保全効果区域を図面上で示していただきたい。

局： （保全効果区域は図面上で説明）
調査の結果、危険性が高いということで徳島県から緊急に林野庁に要請があり、昨年度、期中の評価をしたばかりですが、来年度から事業が行えるよう今回追加して評価することとしました。

渡邊委員： 今回追加される西山地区の地すべり事業は、これまで徳島県が行ってきた事業ですが、これからは他の行政機関等との組織間の連携が不可欠になってくると思いますので、県が事前にどのような評価をしていたのかや、時中にどのような評価をしていたのかを把握されて、より効果的な事業に結びつけていただきたい。

笹原委員： 事業効果の重複計測排除のため、連携先事業との効果の切り分けをぜひお願いしたい。

局： 今回の評価につきましては、当局の既往の事業と今回追加する西山地区の地すべりにかかる事業を合わせた費用と効果で評価を行っています。ご指摘のありました、他の行政機関等の既往の事業と関連する場合につきましては、トータルで効果を考慮するといった視点を持ち合わせて行ってまいりたい。
なお、他の行政機関等の事業と連携して、より効果的な事業を行うようご意見がありましたことについては林野庁にも報告いたします。

以上